

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和 7 年 5 月 28 日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

エスプロカルブ、ブタクロール、ベンジルアミノプリン

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和 7 年 1 月 30 日（木）～ 同年 2 月 28 日（金）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 寄せられた意見数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 1 件
- ・郵送 0 件

(2) 提出意見の総数 1 件

(3) 提出意見に対する考え方

別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>資料のコピー制限がかけられているため、コメントする際に非常に手間がかかります。</p> <p>今後はコピー制限をすることはやめてください。</p> <p>本案件については、計算上、安全ということになっていますが、農薬が使われているその場における濃度は濃いですから周辺の生態系への悪影響は当然考えられます。</p> <p>基本的には農薬の使用に反対です。</p>	<p>意見募集の資料にコピー制限はかかっておりません。</p> <p>農薬については、環境等への影響について最新の科学的知見に基づき評価を実施し、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された場合のみ、農林水産大臣が登録を認めることとされています。</p> <p>生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準は、動植物の毒性試験の結果に基づき、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で、農薬の使用によって生活環境動植物に著しい被害を生じるおそれがない値として設定しています。</p> <p>当該登録基準の設定の考え方については、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定について（第一次答申）（平成31年2月7日中央環境審議会）^{※1}及び生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第二次答申）（令和2年6月26日中央環境審議会）^{※2}を御確認ください。</p> <p>※1 https://www.env.go.jp/content/900437845.pdf ※2 https://www.env.go.jp/content/900437746.pdf</p>